

## 鳥取大学競技かるたサークル規約

### (名称)

第1条 本サークルは鳥取大学競技かるたサークルと称する。

### (目的)

第2条 本サークルは小倉百人一首を用いた競技である競技かるたを通じて技術の向上をはかるとともに、部員相互の交流や地域の人々との交流を深め、競技かるたの普及と発展に貢献することを目的とする。

### (組織)

第3条 本サークルは部長、副部長、会計、外務、広報、幹事を幹部として置く。原則として部長、会計、外務、広報、幹事は2回生、副部長は1回生とする(就任時)。2回生が少ないなどのやむを得ない理由がある場合、役職の兼任を可能とする。

第4条 幹部の任期は原則として1年とする。幹部の交代は8月とする。

第5条 幹部の選出方法は部会の決定によるものとする。

第6条 幹部の任務は次の通りとする。

(1) 部長は本サークルを代表し、部会の開催、練習場所の管理を行う。

(2) 副部長は部長を補佐し、部長不在時はその任務を代行する。

(3) 会計は部費の管理を行う。

(4) 外務は大学外組織との連絡を行う。

(5) 広報は広報活動を行う。

(6) 幹事はイベントの企画、運営を行う。

第7条 本サークルは鳥取大学の学生で、本サークルの目的に賛同する者をもって組織する。

### (会計)

第8条 部費は半期ごとに、サークル名簿に名前のある者全員が納入するものとする。ただし、退部する者は例外とする。大会参加等の費用は、各活動に参加する者が負担するものとする。

第9条 活動に際して部員の自家用車を使用した場合には、その者に対して1回につき1000円を部費から支出することとする。

### (活動)

第10条 活動は週3日の練習と、月1回の部会とする。なお、練習への参加は自由参加とする。部会への参加は全員参加を基本とし、都合により参加できない場合は、部会開始までにその旨を部長あるいは副部長に伝えることとする。

第11条 試合に際してのルールは、全日本かるた協会の競技規定ならびに競技規定細則に準ずるものとする。

第12条 退部する際は部長あるいは副部長にその旨を伝えることとする。

第13条 部費を期限内に支払わず、部長や会計からの連絡にも応じないなど活動における義務を遂行しない部員に対しては、退部の措置を講じることとする。

第14条 本サークルでは活動内外に関わらず、未成年に対して飲酒をさせない。また未成年でなくとも部員に対して飲酒を強要しないものとする。

(改正)

第15条 本規約の改正及び変更は、部員の半数以上の承認を得た上で行われるものとする。

施行 平成30年4月1日

改定 令和3年7月31日